

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

公表様式

作成日 2023/10/27

最終更新日 2023/10/27

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和5年10月1日
国立大学法人名		兵庫教育大学
法人の長の氏名		加治佐 哲也
問い合わせ先		総務部総務企画課企画評価チーム TEL:0795-44-2156、2307 E-mail : office-hyoka-t@ml.hyogo-u.ac.jp
URL		https://www.hyogo-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>○確認方法等</p> <p>令和5年度第2回経営協議会（令和5年6月開催）において、国立大学法人ガバナンス・コード、及び令和5年度の適合状況等報告のプロセスについて説明を行いました。このプロセスに沿って適合状況等を取りまとめ、8月9日には監事に報告書（原案）を送付し、いただいたコメントも勘案しつつ、報告書案の作成を行いました。</p> <p>令和5年度第3回経営協議会（令和5年9月11日（月）～9月29日（金）、書面審議）において、上記の報告書案について、適合状況の意見聴取、確認を行いました。</p> <p>○経営協議会からの意見等</p> <p>ガバナンス・コードの各原則が適正に実施されていることが確認され、特に意見はありませんでした。</p>
監事による確認	更新あり	<p>○確認方法等</p> <p>令和5年度第2回経営協議会（令和5年6月開催）において、国立大学法人ガバナンス・コード、及び令和5年度の適合状況等報告のプロセスについて説明を行いました。</p> <p>このプロセスに沿って適合状況等を取りまとめて作成した報告書（原案）を8月9日（水）に監事に送付し、コメントをいただきました。このコメントも勘案しつつ報告書案を作成し、令和5年度第3回経営協議会（令和5年9月11日（月）～9月29日（金）、書面審議）の確認を受け、これを踏まえて、令和5年10月2日(月)～10月12日(木)に、書面により監事の確認を受けました。</p>

<p>(監事による確認_続き)</p>		<p>○監事からの意見等 【原則 2 - 2 - 1 法人経営に係る重要方針の十分な検討】 本学では法人の重要事項について検討する毎月の役員会とは別に迅速・機動的な審議を行うための役員懇談会が毎週開催されており、効率的な法人運営が行われている。もっとも、効率性が優先されすぎると、本来は役員会で決議・報告すべき事項が役員懇談会のみで行われてしまうことにもなりかねず、役員会で報告・審議すべき事項を明確にしておくことが必要である。</p> <p>○意見への対応状況 監事からのご意見を踏まえ、役員会での審議事項の明確化について検討します。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>・その他の方法による確認は行っていません。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		当法人においては、ガバナンス・コードの各原則を全て実施しており、本欄に該当する事項はありません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	<p>兵庫教育大学は、平成25年度、文部科学省との協議による教員養成分野のミッションの再定義において我が国の「大学院における現職教員の再教育・研修（管理職研修等）の拠点」として位置付けられた。本学は教員養成の高度化を最重要課題とする中核的な機関として、学校現場と密接に関連した実践的な教育研究を行うことを基本的な目標とする。また教員の資質能力の向上と学校教育の改善を求める社会的要請に応えるために、次のミッション（使命）を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「現職教員に対する高度な専門性と実践的指導力の育成」 2 「実践力に優れた新人教員及び心理専門職の養成」 3 「教育実践学の推進」 4 「教師教育の先導的モデルの構築」 5 「教育研究成果の国内外への発信」 <p>上記ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョンを次のとおり策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教師教育のトップランナー」 高い専門性と確かな実践力を備えた教員を養成するとともに、先導的な教育研究を推進して、教師教育の実践と研究における全国拠点（ナショナルセンター）並びに地域拠点（リージョナルセンター）となります。 ○「学生の持てる力を最大限に引き出す大学」 質の高い教育内容と充実した学習環境を提供して、学生一人ひとりがその可能性を最大限に伸ばし、高い達成感と満足感を得られる大学となります。 ○「成長し続ける大学」 時代に即応する教育研究と大学運営を効果的に遂行できる環境を整備して、教職員の帰属意識を高め、成長し続ける大学となります。 <p>現行ビジョン、目標及び戦略の策定にあたっては、外部有識者を含む経営協議会委員の意見や多様なステークホルダーの意見を聴きながら、社会の要請把握に努めた。</p> <p>ミッション、ビジョンを実現するための道筋となる目標・戦略（中期目標・中期計画）については、本学ウェブサイトにて公表している。</p> <p>「中期目標・中期計画、評価」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/plan/aims.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>	更新あり	<p>目標・戦略（中期目標・中期計画）の進捗状況を管理、検証し、戦略（中期計画）の進捗状況や検証結果を自己点検・評価書として公表している。</p> <p>自己点検・評価により抽出された課題については、内部質保証委員会や教育改善推進室等で共有し、改善に取り組んでいる。</p> <p>また、令和2年度には教職大学院認証評価（学校教育法109条第3項）を、令和3年度には大学機関別認証評価（学校教育法第109条第2項）を受審し、適合の認定を受けた。認証評価の自己評価書及び評価結果はウェブサイトにて公表している。</p> <p>「中期目標・中期計画、評価」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/plan/aims.php</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	更新あり	<p>法令に則り、経営に関する重要事項を審議する経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会を設置しており、両会議の規則において組織の権限と責任体制を明記している。両会議の審議結果等を踏まえて、法人としての適切な判断と決定を役員会が行っている。該当の規則及び運営組織等を本学ウェブサイトに公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学経営協議会規則」 http://web.hyogo-u.ac.jp/office/gen/kisoku/act/frame/frame110000003.htm</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会規則」 http://web.hyogo-u.ac.jp/office/gen/kisoku/act/frame/frame110000004.htm</p> <p>「運営組織等」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/outline/soshiki.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	更新あり	<p>人事方針の基本的な考え方としては「国立大学法人兵庫教育大学人事基本方針」を定め、教職員のダイバーシティの確保に努めている。</p> <p>いずれの年代においても同程度の配置となるようバランスのとれた年代構成を目指すとともに、40歳未満の若手研究者の在職割合を18%以上、外国籍の教員の配置2人以上、女性管理職割合15%以上、女性教職員の採用比率30%以上、障害者の法定雇用比率（2.6%）の遵守などを定めている。</p> <p>令和5年4月1日現在においては、大学教員のうち40歳未満の在職割合は16.4%、外国籍の教員2人、女性管理職割合は30.8%、女性教職員の採用比率（令和5年度）は41.9%、障害者の雇用比率は2.6%となっている。</p> <p>また別に、大学教員の採用計画基本方針を定めており、人事基本方針で定めた若手教員比率と女性教職員比率の達成にも留意し、採用等を行っている。「兵庫教育大学人事基本方針」「大学教員の採用計画基本方針」は大学ウェブサイトに公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学人事基本方針」 https://www.hyogo-u.ac.jp/files/jinji_kihon_hoshin.pdf</p> <p>「大学教員の採用計画基本方針」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/saiyou_kihon_hoshin.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	更新あり	<p>ミッション及びビジョンを着実に実行するために、中期目標期間を見通した財務計画の策定方針を示した「国立大学法人兵庫教育大学の財務計画について」を定め、これに基づき財務計画を策定している。</p> <p>安定した財政基盤の確保と法人経営が持続できるよう、教育研究事業を行うために必要となる人件費、事業運営費等の所要見込額を明確化し、この所要見込額に対応できる国立大学法人運営費交付金収入、学生納付金収入、外部資金受入等の収入見込額を計上した中期的な財政計画（見通し）を作成している。「国立大学法人兵庫教育大学の財務計画について」は、本学ウェブサイトに公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学の財務計画について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/assets/files/2022/09/r040929_zaimukeikaku.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>本学は公共性の高い高等教育機関であることから、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保しつつ、透明性を高める観点から本学のステークホルダーをはじめ広く国民に対し説明責任を果たすため、関係法令に則り財務諸表や決算報告書などにより財務状況等の情報公開を行っている。</p> <p>更に、国から交付される国立大学法人運営費交付金のほか、学生納付金収入、科学研究費補助金等外部資金などで構成される本学の経営に充てる財源状況、教育研究活動のほか人件費や管理的経費の支出状況に加え、本学に対し国民が負担しているコストの状況、その他参考となる財務指標を分かりやすく記載した財務レポートを毎年作成して本学ウェブサイトに掲載している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学財務レポート 2022」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/zaimureport_2022.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>学内人材の育成については、教員をコース長、専攻長、センター長等、学長特別補佐、副学長、役員のように、段階を追って重要な役職に配置することにより、その者の力量を判断し、大学経営を担わせるにふさわしいと認められた者については、法人経営上重要な役職に配置するなどして人材を育成している。</p> <p>知識、経験、能力に基づいて、学長の命を受け特定の校務を掌る学長特別補佐を任命し、法人の長を補佐するポストに適任者を登用して法人経営の一端を担わせるなど、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成している。</p> <p>更に国立大学協会が主催するユニバーシティ・デザイン・ワークショップに教職員を参加させることにより、経営能力の向上に努めている。</p> <p>また、法人経営を担う人材として事務職員の育成・高度化も重視しており、人事院、国立大学協会等が実施する各種研修に参加させている。</p> <p>事務職員においては、「事務系職員に求める人材像」により、計画的な人材育成に努めている。</p> <p>「事務系職員に求める人材像」 https://www.hyogo-u.ac.jp/assets/files/2023/08/3jinzaizo_20160328.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	<p>現在、学長の下に理事・副学長（教育・学部改革担当、研究・大学院改革担当の2名）、理事（特命戦略担当、非常勤）、副学長・事務局長（管理運営担当）、副学長（社会連携担当、非常勤）を配置している。理事・副学長は学長からの直接の指示、及び予め定められた職務分担に基づき、責任・権限を明確にした上で所掌業務を遂行している。このほか、教育研究及び管理運営に関し学長から特に指示された事項（学生支援、FD（ファカルティ・ディベロップメント）推進、広報・大学間連携推進、学部学生募集戦略）の対応等に当たる者として、学長特別補佐を配置し、学長の意思決定や業務執行をサポートしている。</p> <p>「役職員紹介」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/outline/officer.php</p>
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		<p>国立大学法人法において定められている、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中期目標についての意見に関する事項 2. 文部科学大臣の認可・承認事項 3. 予算の作成・執行、決算に関する事項 4. 重要な組織の設置・廃止に関する事項 5. その他役員会が定める重要事項 <p>に加え、その他本学の重要事項については、役員会において検討・討議の上で決定しており、役員会が学長の意思決定を支えるとともに、法人の適切な経営のための中核機能を担っている。</p> <p>役員会の議事要旨は本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>「役員会議事要旨」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/yakuinkai.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	更新あり	<p>教員養成大学として、教育関連企業の経営者を理事（非常勤）として迎え入れるなど、経営に必要な人材を学外からも積極的に登用して、法人運営の多様性を確保している。</p> <p>また、教員養成及び教師教育の実践と研究における全国拠点（ナショナルセンター）並びに地域拠点（リージョナルセンター）としての役割を果たすため、兵庫県あるいは近隣市町村の教育委員会との連携・協力が不可欠であるため、兵庫県において地方行政の要職を担った経験豊富な者を社会連携担当の副学長（非常勤）として迎え入れている。学外からの登用については、登用の状況を本学ウェブサイトにおいて公表している。</p> <p>なお、大学教員についても、採用に際して広く学外公募を行うこととしている。これについては教育委員会との人事交流のほか、「クロスアポイントメント制度」の活用により、民間企業の研究者やスクールロイヤーとして活躍する弁護士、デザイン事務所のアートディレクターを採用する等、外部人材を幅広く採用している。</p> <p>以上のように、経営陣はもとより、大学教員についても他の教育研究機関や産業界、法曹界等の外部の経験を有する外部人材を積極的に登用している。</p> <p>「役職員紹介」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/outline/officer.php</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	更新あり	<p>「国立大学法人兵庫教育大学経営協議会規則」及び「国立大学法人兵庫教育大学経営協議会委員の選出に関する申合せ」において、任務、会議のあり方及び委員の選任について規定している。</p> <p>大学の経営については、教育研究とともに財務及び人事マネジメントが重要であるため、経営協議会の外部委員として、民間企業や他大学の役員、地域の教育長など、優れた事業運営の実績のある有識者に委嘱している。議題として、中期目標・中期計画のうち法人の経営に関する事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、自己点検・評価に関する事項等を取り上げ、外部委員による審議を経ている。</p> <p>審議に使用する資料は、単に数字を示すだけでなく、概要版を作成し要因を示したり、グラフ等で経年変化を示したりすることで大学の状況をわかりやすく外部委員に説明するなど、運営方法を工夫している。</p> <p>会議はネットワークを活用し、委員の都合に合わせて出席方法を選択できるハイフレックス形式としている。資料は事前送付に加えて、当日はモニター画面で共有している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>本学学長選考・監察会議は、学長の選考にあたって、「国立大学法人兵庫教育大学学長選考規則」における「学長候補者の選考を行う場合は、学長選考・監察会議は学長選考基準を定め、公表するものとする。」の規定に基づき、学長に必要とされる資質・能力等に関する基準を「国立大学法人兵庫教育大学学長選考基準」として予め定めて公表し、当該基準を踏まえた上で、国立大学法人法等の規定に則って学長選考を実施している。</p> <p>選考にあたっては、意向聴取投票のみによることなく、必要な議論を尽くし、学長選考・監察会議自らの権限と責任において適正な選考を行っている。</p> <p>学長選考規則、学長選考基準及び選考結果、選考過程、選考理由は、以下のとおり公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長選考について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/gakutyosenko.php</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>本学学長選考・監察会議では、学長が法人のミッション及びビジョンを実現するために安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、会議における審議に基づき、「国立大学法人兵庫教育大学学長選考規則」において、学長の任期を「3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えることができない。」と規定している。これは、学長がリーダーシップを発揮し大学運営を安定させつつ、一方で起こりうる在任期間の長期化による弊害を避けるために設定するものである。</p> <p>これらの内容については、以下のとおり公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長選考規則」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/senkokisoku.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>「国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議規則」では、学長選考・監察会議は学長候補者の選考に関する事項とともに、「学長の解任に関する事項」を所掌すると規定している。</p> <p>国立大学法人法及び上記規定に基づき、本学学長選考・監察会議においては「国立大学法人兵庫教育大学学長解任等に関する規則」及び「国立大学法人兵庫教育大学学長解任の実施手続等に関する細則」を定め、予め学長の解任に関する手続を整備し、公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長解任等に関する規則」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/gakutyosenko_kainin.pdf</p>
補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>本学学長選考・監察会議は、会議による法人の長の選考を一過性のものにするものがないよう、「国立大学法人兵庫教育大学学長業績評価規程」を定めて、学長の業務執行に関する厳格かつ恒常的な評価を実施している。</p> <p>この規程では、学長の業績評価を毎年度実施することとしており、また、学長選考・監察会議が必要と認めた場合にも、業績評価を適宜行うことができるとしている。評価結果については本学ウェブサイトに掲載して、学内外への公表を行っている。</p> <p>また、学長選考・監察会議議長は学長との面談を通じて、今後の法人経営に関する意見交換や助言を適時行っている。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長業績評価規程」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/gakutyosenko_gyoseki.pdf</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学長の業績評価結果について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/gakutyogyouseki-R04.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	<p>学長選考・監察会議を構成する委員は中立性・公平性を担保するとともに、大学のミッション及びビジョンを適切に実現できる法人の長を選考することを求められることから、経営協議会からは大学経営に関し広くかつ高い識見を有する学外者 7 人を、教育研究評議会からは本学のミッション及びビジョンを深く理解している学内役職者から、「専攻長」3 人、「連合学校教育学研究科長」、「附属図書館長、連合学校教育学研究科研究主幹、教員のうちから学長が指名した者 5 人、附属学校の園長又は校長」の中から投票により選出された 3 人の 7 人を委員として選任することとしている。</p> <p>このことは、「国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議規則」及び「国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会からの国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ」に定めており、本学ウェブサイトにて公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議規則」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/senkoukaigikisoku.pdf</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会からの国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ」 https://web.hyogo-u.ac.jp/gen/kisoku/act/frame/frame11000005.htm</p>
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		大学総括理事は置いていない。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>法人の経営、教育・研究・社会貢献活動について社会に広く発信し、理解と支持を得られるよう、「国立大学法人兵庫教育大学の法人運営及び内部統制に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「国立大学法人兵庫教育大学内部統制に係る体制について」を定めるとともに、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条」及び「学校教育法施行規則第172条の2」に基づき、内部統制及び法人運営体制に関する情報を本学ウェブサイトにおいて公表している。</p> <p>運用体制である内部統制システムは、基本方針に則り運用するとともに、継続的な見直しを行っている。</p> <p>併せて、コンプライアンスや内部通報・外部通報等を機能させるため、通報窓口を公表し、運用にあたっては通報者の保護等に努めている。</p> <p>教職員のコンプライアンス遵守のために、「情報セキュリティ関係」、「研究倫理、研究費不正防止関係」、「ハラスメント関係」の各研修を毎年度実施している。研修の内容は動画で収録し、業務の都合等によりやむを得ず研修を欠席した教職員については、後日受講することが可能な仕組みを整えている。また、ハラスメント相談員研修を相談員の交代等に応じて別途実施している。学内向けのセミナー（研修等）を「CReATE Seminar」（クリエイトセミナー）として実施しており、実施状況等をウェブサイトに公開している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>(前頁からの続き)</p> <p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>「本学ウェブサイト」 https://www.hyogo-u.ac.jp/</p> <p>「情報公開」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/</p> <p>「独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/#toc3</p> <p>「学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/kohyo/172-2.php</p> <p>「公益通報窓口について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/kouekitsuuhou.php</p> <p>「CReATE Seminar」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/plan/cs/</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様なステークホルダーからの財源に支えられた多岐にわたる活動を行うために、また学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様なステークホルダーからの理解と支持を得るために、積極的な情報公開に努めている。分かりやすい公表の工夫として、公開情報や公表すべき事項をウェブサイト上の一か所に集約している。</p> <p>「情報公開」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>多岐にわたる活動それぞれに、学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様なステークホルダーを有することを踏まえ、これらのステークホルダーを含む国民・社会に向けて本法人の諸活動の内容を公表する際、その透明性の確保に努めている。</p> <p>また、透明性の確保により、ガバナンスの向上を図り、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、学長の下に広報室を置き、教育研究、社会貢献、管理運営等について、全学的な立場で広報活動のための情報収集、分析を行い本学ウェブサイトにて公表することにより、戦略的な広報活動を行っている。</p> <p>「大学概要」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/outline/index.php</p> <p>・ 本学広報誌による教育研究活動の情報 「教育子午線WEBマガジン」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/public_relations/magazine.php</p> <p>・ 入試に関する情報 「入試情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/admission/</p> <p>・ 社会連携に係る情報 「社会連携センター」 https://www.hyogo-u.ac.jp/facility/chiiki/</p> <p>「ボランティアステーション」 https://www.hyogo-u.ac.jp/facility/career/volunteer/index.html</p> <p>・ キャンパスライフに関する情報 「キャンパスライフ」 https://www.hyogo-u.ac.jp/campuslife/</p> <p>・ 兵庫教育大学が運用しているSNS公式アカウントの紹介 「兵庫教育大学のSNS公式アカウント」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/sns.php</p> <p>・ 附属学校園の紹介 「附属幼稚園、附属小学校、附属中学校」 https://www.hyogo-u.ac.jp/element-junior-high/ など</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則4 - 1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）については、以下のとおりである。</p> <p>【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠】</p> <p>○学部 本学の学部学生が身に付けることができる能力については、ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）において、「育成する人物像（※）」として明示している。 本学学部は、学校教育教員養成課程であることから、学部学生に、教員として不可欠な資質・能力が身に付いているかどうかについて、「CanPassノート」による成果物等の蓄積、「教員養成スタンダード（学部）」に基づく自己評価（省察）、「卒業準備ファイル」による成果等の整理などにより確認している。</p> <p>（※）実践力と人間性に優れ、生涯に渡って「学び続けることのできる教師」</p> <p>「ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）」 https://www.hyogo-u.ac.jp/admission/education/diplomapolicy.php</p> <p>○大学院修士課程、専門職学位課程 本学の大学院（修士課程、専門職学位課程）で学生が身に付けることができる資質・能力については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）において明示している。 大学院学生の教員等の高度専門職業人としての力量形成を確かなものとするため、本学が独自開発した「教員養成スタンダード（大学院）」において身に付けるべき資質・能力を体系化している。 大学院学生は、求める資質・能力が身に付いているかどうかについて、自己評価票における目標設定、自己評価に基づく学びの振り返りと自己省察などにより確認している。</p> <p>「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 修士課程 https://www.hyogo-u.ac.jp/admission/master/diplomapolicy.php 専門職学位課程 https://www.hyogo-u.ac.jp/admission/professional/diplomapolicy.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>(前頁からの続き)</p> <p>補充原則4 - 1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>○博士課程（連合大学院）</p> <p>本学の大学院（博士課程）の学生が身に付けることができる能力については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）において明示している。ディプロマ・ポリシーで求められている資質・能力を教育実践学コンピテンシーとして体系化している。</p> <p>博士課程の学生は、自身の資質・能力が身に付いているかどうかについて、コンピテンシーチェックシートにおける目標設定、自己評価に基づく研究の振り返りと自己省察などにより確認している。</p> <p>「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 https://www.hyogo-u.ac.jp/rendai/degree/diploma-policy.php</p> <p>「学位授与状況」 https://www.hyogo-u.ac.jp/rendai/degree/post-1.php</p> <p>【学生の満足度】</p> <p>生活状況や生活意識の実態を把握し、学生生活の充実に役立てることを目的として、学部生及び大学院生（修士課程・専門職学位課程・博士課程）に対して原則として2年に1度「学生生活実態調査」を実施し、本学ウェブサイトにおいて結果を公表している。</p> <p>「第15回（令和3年度）学生生活実態調査報告書」 https://www.hyogo-u.ac.jp/visitor/student/jittaichosa15.pdf</p> <p>【学生の進路状況】</p> <p>本学ウェブサイトに卒業者（学校教育学部）、大学院修了者（教職大学院・修士課程、博士課程）の就職・進路状況の情報を公開している。</p> <p>・卒業者（学校教育学部）、大学院修了者（教職大学院・修士課程）の就職・進路状況 「就職・進路状況」 https://www.hyogo-u.ac.jp/facility/career/syushoku-shinro.html</p> <p>・大学院修了者（博士課程）の就職・進路状況 「就職状況」 https://www.hyogo-u.ac.jp/rendai/data/data-statistics.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 「独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure</p> <p>「組織に関する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/organization.php</p> <p>「業務に関する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/business.php</p> <p>「貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類の内容」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/document.php</p> <p>「組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/examination.php</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 (該当なし)</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 (該当なし)</p>